

女性活躍推進法第21条に基づく女性の職業選択に資する情報の公表
 および女性活躍推進法第19条第6項に基づく取組の実施状況の公表

令和4年7月

(1) 女性職員の割合

① 女性職員の割合（人）（令和3年度）

全職員	女性職員	割合
21	1	4.8%

② 採用状況（人）（派遣職員を除く）

採用年度	男性	女性	女性割合
平成30年度	0	0	0.0
令和元年度	0	0	0.0
令和2年度	0	0	0.0
令和3年度	0	0	0.0

令和7年度までに複数の女性職員を採用することを目標とし、女性が活躍できる職場であることをより多くの女性に知っていただくために、ホームページ等で休業や休暇の制度などを積極的に広報し、女性の採用者数を拡大させる取組を行います。

(2) 平均した継続勤務年数の男女差（令和3年度末）

職員数		平均継続年数		男女差
男性	女性	男性 (A)	女性 (B)	A-B
20	1	17.7	1.0	16.7

(3) 職員一人当たりの月毎の超過勤務時間（令和3年度）

（単位：時間）

性別	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均
男性	0.0	0.4	0.4	0.0	0.0	1.1	0.0	0.0	7.1	10.5	0.3	0.0	1.7
女性	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	7.0	0.0	21.0	0.0	0.0	0.0	0.0	2.3

(4)管理的地位にある職員に占める女性職員の割合（令和3年度）

管理的地位にある職員			女性割合（%）
男性	女性	合計	
2	0	2	0.0

(5)各役職段階に占める女性職員の割合（令和3年度）

	役職	男性職員数	女性職員数	女性割合
管理職	次長・工場長・所長	2	0	0.0
非管理職	次長補佐・工場長補佐・所長補佐	3	0	0.0
	係長	2	0	0.0
	副主幹	4	1	20.0
	その他	9	0	0.0

(6)育児休業の取得状況（令和3年度）

対象者	対象者数	取得者	取得率	平均取得期間
男性職員	2	0	0.0%	0
女性職員	0	0	0.0%	0

※育児休業：子どもが3歳に達する日までで、養育するため認められた期間

(7)男性職員の配偶者出産休暇及び育児休暇取得状況（令和3年度）

対象者	対象者数	取得者	取得率	平均取得日数
出産休暇	1	0	0.0%	0
育児休暇	1	0	0.0%	0

※出産休暇：配偶者が出産する場合で、2日以内で必要と認める期間

※育児休暇：配偶者の出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子を養育する場合で、出産前後8週間の期間内における5日以内の期間

男性職員が育児休業等を取得することを目標とし、

育児休業等に関する制度の周知を図るとともに、男性職員が育児休業等を取得することに対する意識改革、職員が子育てや家庭の役割を果たすことができるよう理解し支援できる雰囲気醸成を進めていきます。